

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について

1. 主な改正内容

(1) 第2条第1号関係（1日に保育する小学校就学前子どもが6人以上の場合）

項目	従前	改正後
ア 保育に従事する者の数及び資格	<p>(ア)保育従事者は下記の配置基準を満たすこと。ただし、2人を下回ることはいない。</p> <p>(配置基準)</p> <p>小学校就学前子どもに対する保育従事者の数</p> <p>0歳児 : おおむね3人につき1人以上</p> <p>1、2歳児 : おおむね6人につき1人以上</p> <p>3歳児 : おおむね20人につき1人以上</p> <p>4、5歳児 : おおむね30人につき1人以上</p>	<p>(ア)保育従事者は従前の配置基準を満たすこと。かつ、1施設につき2人以上であること。また、主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、保育されている小学校就学前子どもが1人の場合を除き常時2人以上であること。</p> <p>ただし、小学校就学前子どもの数が19人以下の施設にあつては、複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯や夜間及び午睡の時間帯を除き、安全面に配慮された必要最小限の時間帯に限り保育従事者は1人以上であること。</p>

(2) 第2条第2号関係（1日に保育する小学校就学前子どもが5人以下の場合）

項目	従前	改正後
ア 保育に従事する者の数及び資格	<p>(ア)保育従事者は小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上であること。</p>	<p>(ア)保育従事者は小学校就学前子ども3人につき1人以上であること。</p> <p>ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども5人につき1人以上であること。</p>
イ 保育室等の構造、設備及び面積	<p>(イ)保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。</p>	<p>(イ)保育室の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。</p>

(3) 第2条第3号及び第4号関係（居宅を訪問して保育を行う場合）

項目	従前	改正後
ア 保育に従事する者の数	<p>保育従事者は小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上であること。</p>	<p>保育従事者は小学校就学前子ども1人につき1人以上であること。</p> <p>ただし、兄弟姉妹とともに利用している等の場合は、保護者との契約に基づくものとするができること。</p>

2. 施行期日

公布の日から施行